

令和7年度 福井地方労働審議会

第2回福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会

- 1 日 時：令和8年1月26日（月） 午後1時30分～午後3時30分
- 2 場 所：福井春山合同庁舎14階 福井労働局会議室
- 3 出席状況
公益代表委員 森瀬委員、前田委員、諸隈委員
家内労働者代表委員 杉田委員、中澤委員、宝泉委員
委託者代表委員 井上委員、谷口委員、水島委員
事務局 工藤労働基準部長、木村賃金室長、西村室長補佐
三崎係員
- 4 議 事：（1）福井県眼鏡製造業最低工賃の改正額について
（2）結審
（3）その他
- 5 閉 会

森瀬部会長

第2回福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会を開催いたします。
まず、定足数の確認を事務局からお願いいたします。

三崎賃金係員

本日は、9名全員の御出席をいただいておりますので、本日の専門部会は無効に成立しておりますことを御報告いたします。

森瀬部会長

ありがとうございます。

それでは、議事（1）福井県眼鏡製造業最低工賃の改正額についての審議を始めます。

本日も前回に引き続き、円滑な審議の進行に御協力のほどよろしくお願いたします。

前回、最低工賃の枠組みについて審議が進みました。本日は最初に、前回の審議結果と実態調査の追加調査の結果について事務局から報告を受け、その後、ねじ込み、ろう付け、銀ろう貼り、粗磨き、この順番で金額の審議を進めてまいりたいと思いますけれども、皆さん、それによろしいでしょうか。

（異議なし）

森瀬部会長

では、そのように進めてまいります。
事務局から報告をお願いいたします。

木村賃金室長

御説明いたします。

本日、資料に前回の審議結果ということで表を1枚入れてございます。お手元よろしいでしょうか。着座にて失礼いたします。

では最初に、前回の審議結果について確認をお願いいたします。今、お手元にあります資料でございますが、最低工賃の額を示す表を御覧いただきたいと思っております。

3の最低工賃額でございます。次の工程欄、規格欄、部位欄及び材質欄の区分に応じ金額を掲げるということで、この表の作り方を前回御審議いただいたところでございます。

まず、最初のねじ込みの工程でございますが、座金の組込み作業を含まないものを追加するということが意見が一致いたしましたので、新たな規格という欄を設けまして、座金の有無を明記するようしております。座金の組込み作業を含むものでは、従来どおり部位といたしまして丁番と丁番を除くことといたしております。こちらでよろしいか御確認をお願いいたします。

また、材質は、議論のたたき台としてですが、メタルフレームという意味で金枠をお示しいたしました。これはプラスチック枠を含まないことを明記したつもりです。これから御審議頂く最低工賃額がチタンを想定している金額を御審議されるのであれば、材質はチタンと限定することも考えられますので、材質の明記の仕方につきましても御確認を頂きたいと思っております。

次に、座金の組込みを含まないものでございます。前回は部位を特定しない方がよいと御意見がありましたことから、部位としましては明記をしております。斜線となっております。材質はチタンと金枠（チタンを除く）と区分をして、プラスチック枠を含まない想定をしておりますが、このような枠組みでよろしいか御確認をお願いしたいと思っております。

次に中ほど、ろう付けの工程でございます。銀ろう貼りにつきまして、適用家内労働者数、適用委託者数が一定程度認められることから、これを追加することで意見が一致しているところでございます。銀ろう貼りがろう付けの工程の一部であり、一つの工程の中で記載するほうが分かりやすいとの御意見がございましたので、規格の欄で区分をするようにいたしております。銀ろう貼りの部位及び材質は記載をしておりますが、これでよろしいか御確認をお願いしたいと思っております。

続きまして、ろう付けの規格のところでございますが、銀ろう貼りは除くということで、材質はチタンと金枠（チタンを除く）といたしまして、部位は定めずに最低工賃額は2種類としてよろしいか御確認をお願いいたします。

粗磨きにつきましては、枠組みの変更はございません。

以上、枠組みの改正案といたしましてお示しいたしますので、金額の御審議と併せて御確認をお願いいたします。

次に、前回、工賃実態調査をお示ししているところではございますが、こちらについては情報が少ないという御指摘も頂きましたものですから、その部分につきまして前回終わりましてから22日、23日に追加の電話調査を実施したところでございます。その結果を今日は専門部会資料としてお配りしておりますので、御覧をいただければと思います

目次をめくりまして横置きになりますが、裏表のA4、1枚というようなものでございます。

実態調査と見比べていただきながら見ていただければと思いますが、実態調査でいきますと別冊の8頁、9頁になります。薄紫色の色紙の後ろの別冊ハイフン8頁、9頁、まずは8頁の方を見ていただければよろしいかと思いますが、こちらには8頁は第2表の1として上段の表が今年度の調査結果でございます、ねじ込み、それから座金のワッシャーの組込み作業を含むもの、チタン、部位としましては智、現在の最低工賃は4円50銭というようなところで、2円、3円、4円というようなサンプル回答がございました。

こちらにつきましては本日の資料にお戻りいただきたいと思うのですが、(1)ねじ込みの工程、座金、ワッシャー組込み作業を含むもの、チタンの智でございます。ここに誤植がありますので、申し訳ございません。今、訂正をさせていただきます。3円と書かれているところに、3円、句読点で併せて4円と、3円、4円のサンプルがこの会社の回答でございました。工賃の4円と書かれているところについては、これは2円の会社の回答でございますので、4円を2円と訂正いただければと思います。当局ホームページに載せます資料につきましては、後ほど修正の上、掲載をさせていただきます。

ここで順が逆になりますが、2円の会社につきましては、こういった作業ですかということをお尋ねしましたところ、ねじ込み、座金を含む丁番、智とも仮止めというわけではありませんが、メッキが付いてない状態で商品とは完成しているものではなく、あくまで作業工程中のものなので、作業としては簡単な内容のものであるというような御回答でございました。

それから、一行上に戻りますが、3円、4円の会社でございます。こちらはサンプルを二つの回答に分けました理由といたしましては、タップ通し有りが4円でございます、タップ通し無しが3円ということですので、回答を二つの欄に分けさせていただき、本日資料としては一つのマス、1社の中で書かせていただきました。こちらは仮止めではございませんと。顧客よりねじ色を替えてほしいというオーダーが入れば、家内労働者が組み込んだねじを自社にて入れ替える。メッキ前であり完成品ではありませんということでございます。

続きまして、本日配付資料の下の方、座金、ワッシャーの組込作業があるものにつきましては、同じくチタンで治具付け2円というものがございました。こちらの会社さんにお問い合わせしましたところ、ねじ込み、仮ねじによる仮止めのものにして、製品として残るものではない。そのため単価は安価になっているとの回答でございました。

また、同じくCP、パッド付け2円50銭という回答を頂いているとこ

るがございますが、このCPについてお尋ねしましたところ、プラスチック枠の材料の一つでございます、メタルフレームの金枠ではありませんということでございました。パッド付けのねじ込みは仮ねじによる仮止めではありませんということでございましたので、この範囲としてプラスチック枠を含むか含まないかということについても御検討の材料としていただければと思います。

続きまして、本日資料裏側でございますが、(2)ろう付けの工程ということで、前回お示ししました実態調査結果としましては別冊の10頁となります。

こちら第2表の3、上段の表が本年度でろう付け、チタン、6種類ほど部位がございますが、現行の最低工賃額は20円となっておりますところ、2円50銭でありますとか5円というような御回答を頂いたものがございます。これらは全部同じ会社でございますので、1社に対しまして追加の調査を行いました。そうしましたところ、本日資料の裏側の表でございますが、(2)ろう付けの工程、材料、チタンということで、部位といたしましては御覧の4種類の部位についての工賃額5円または2円50銭につきまして、こちらについてはろう付けの際に母材に銀ろうを付ける工程のものです。よって、ろう付けの前工程である銀ろう貼りの作業に間違いありませんとのことございまして、ろう付けの所でお答えいただきましたが、実際には銀ろう貼りの内容であったと判明いたしているところでございます。

同じく本日資料の(3)粗磨き工程でございます。材質、チタン、部位はテンプレの工賃が8円から10円のものでございましたが、こちらにつきましては工程が単純なものが8円、曲線や傾斜があるような複雑なものは10円となっておりますということで、加工面が縦面なのか側面なのかについては依頼先によっても様々あって一概に申せませんとのことございました。

それから、チタン、テンプレの15円というものがございましたが、こちらの回答はテンプレの欄に記入はされておりましたが、実は30円と記入されていたものでございます。これがテンプレ左右2本というようなことで、2で割って1本15円というような記載をさせていただいたものなのですが、改めてお伺いしますと、これはチタンの枠全体を1枚30円で発注していることございまして、機械で磨くものですが、テンプレの部品だけの値段ではありませんということで、1枚30円というものが実態でございました。

判明した内容については、以上でございます。

もし何か御質問がございましたら。

森瀬部会長

では、先に今の説明について何か御質問がございましたらお願いいたします。

中澤委員

確認ですけど、資料の(1)ねじ込みの工程の座金の欄が二つあると

思うのですが、これは多分、下のほうは組込み作業を含まないものということでもいいですか。両方とも含むものになっているのですが、含まないものということでもよろしいですか。下の欄。チタンとCPって書いてあるほうの欄ですけど。CPの方。含まないものですよ。

木村賃金室長

そうですね。誤植ですね。失礼しました。今御指摘頂きましたのは、本日資料の横向きにさせていただきまして、(1)ねじ込みの工程でございます。こちらが上下二つに分かれておりまして、上段の欄が座金の組込み作業を含むものでございます。下が含むものと重なっていますが、下は含まないものの誤りでございます。御指摘頂きまして、ありがとうございます。

水島委員

これは、調査はメーカーに聴き取り調査をしましたか。

木村賃金室長

その内職を発注されている委託者の方にお伺いしたものでございます。

水島委員

理解できないのは、CPというのはプラスチックのパッドのことなのですが、パッド付けというのはねじ込みの一つなので、ワッシャーの組込み作業を含まないものになるような気はするのですが、これをこういう回答になっているのか。

木村賃金室長

含まないもの。

水島委員

ちょっと分からないです。CPというのは、これにワッシャーは絶対付けられないのです。CPというのを作ったのが何だというのがちょっと分からないので。

谷口委員

鼻パッドの材料って以前はCPがほとんどだったのですが、最近はチタン材質や、体温で形が軟らかくなってくれる、いろんな材質が開発されているのです。だからCPというように、材質を書かないほうがややこしくなってしまうと思います。

水島委員

そうですね。

谷口委員

なので、鼻パッドという形状が分かればいいと表現したほうがシンプ

ルでいいと思います。

水島委員

その場合、パッド付けにしていればいいので、その場合は、ワッシャーはないので、ワッシャーの組込みを含まないものになるのです。

それと、この部位のところで含まないものっていうので、チタンで治具付けというのが、これは何って回答された。何でなんだろう。自分とここでやっている。これ両社とも完成品ではないということは今言われているということは、研磨前とメッキ前の工程のはずなのです。

木村賃金室長

おっしゃったのは、前回、谷口委員からメッキの工程の前に、ねじのところを支点としてメッキするというようなことですかね。

谷口委員

メッキの持つための棒を仮ねじで止めているという、そういう説明をしました。前回。

水島委員

あれか。

木村賃金室長

そのことは、この電話するときには御紹介しまして、そのとおりですという回答。

水島委員

そういう意味の。ワッシャーは要らない、確かに。その工程のことを言う。

谷口委員

ほかにもあるかもしれない。要はメッキの着金のために棒をねじで締めるといふ。

水島委員

そういう意味か。

銀ろう貼りに関しては、基本的にというよりか、ほぼなんです、99%、ろう付けの前に銀ろう貼りという工程はチタンでしか行われてない、合金では行ってないはずなので。

宝泉委員

私、実際にやっております。

水島委員

置きろうやっておられるのですか。

宝泉委員

やっております。

水島委員

置きろうのろう付け。合金でやります。銀ろう貼ります。合金のフレームで。

谷口委員

チタン材料の枠か、合金の枠か。

宝泉委員

チタン材料の枠。

水島委員

のみですよ。99%、チタンでしか置きろうをやらない。これ置きろうって言うのですが、置きろうっていうろう付け工程になるのですが、銀ろう貼りの工程ってチタンしかないはずなので、さっきのこっちの方の公表する所のろう付けの銀ろう貼りに関しては、以外のものというのが普通のろう付けが、これが通常のろう付けで、銀ろう貼りに関しては、材質はチタンでいいと思う。

それから、銀ろう貼り以外のものが、これは、フレームの組立工程のろう付けが入るものと捉えることができるので、これはこのままで良いかと思えますけど、銀ろう貼りに関してはチタンと明記したものが良いかと思えます。多分、合金で置きろうはやらないと思う。

気になったのは、そこだけです。

谷口委員

金額はこれから。

森瀬部会長

取りあえず、この区分というか、まず。

水島委員

区分というところでそこだけかなと思えますので多分、大丈夫だと思います。こっちの発表されている規格欄のチタンのろう付けの銀ろう貼りについては、チタンにするということで、多分よろしいかと思えます。

谷口委員

こちらの最初のやつで、ねじ込みのところ、材質で金枠と書いてもらっておりますが、これはプラスチック枠を適用外にする意味で、と書いたのですが、プラスチック枠も作業としてはあり得ます。

木村賃金室長

あり得ます。

谷口委員

はい。

水嶋委員

ですよね。

谷口委員

なので、金枠だけってということもないなって、ここは思います。

それから2番目の金枠（チタンを除く）があって、下にチタンって書いてあるのですよね。これ順番からいうとチタンが上で、下にチタン以外って書くほうが、ずっと読めるかなという気はします。

それから2番目のろう付けのところですけど、これは基本的にろう付けの作業の中の銀ろう貼りなので、銀ろう貼り以外のものという表現しますが、これが正にろう付けですもんね。なので、ろう付けってシンプルに書いて、それとは別に銀ろう貼りという規格で、そういう表現のほうがずっと僕らは入りますけど。

森瀬部会長

ただ、それは規格を分ければいいのか、工程という部分で銀ろう貼りというのと。

谷口委員

大別するところろう付けという工程の中に、小さく銀ろう貼りっていう項目があるみたいな。

森瀬部会長

表としては、一番左のろう付けとはこのままにしておいて、次の規格のところの分け方というか。

水嶋委員

そこで、この規格のところろう付けという規格と、銀ろう貼り以外のもの。これでいいのだと思いますけど。

森瀬部会長

銀ろう貼り以外のものイコール、ろう付け。

水嶋委員

ろう付けなのです。

谷口委員

メインがメインじゃなくなっている感じがしませんか。

水島委員

一つの確立としての工程の中では、銀ろう貼りも一つのろう付けの工程の一つ。

中澤委員

ちなみに、規格自体、銀ろう貼り以外のところは斜線を引くというのは可能ですか。そうすれば以外で否定しなくても良くなるので。ろう付けそのままストレートで。

水島委員

ろう付け貼り以外のもので金枠とチタンを除くものとチタンに分けられていますので、材質のところ。

中澤委員

はい。

水島委員

ですから、これはこれでいいと思う。だから、この表現で良いのではないですか。

谷口委員

意味は分かる。

水島委員

意味は分かる。多分良いと思う。細かく大別すると、眼鏡の工程って約600工程くらいになる。細かくしたらです。今、一般的に言われているのは200工程って言われていますけど。実際それだけ短縮しています。だからろう付けという一くくりの工程の中に、実は銀ろう貼りや、いろんな工程が10工程くらいあるのですよ、実は。でも、一つろう付け工程として捉えている考え方でやると、いわゆる800工程くらいあるのが200工程になるという形の発表の仕方でいいと思います。これはこれでいい。

森瀬部会長

ちょっと整理しますが、この縦の黄色く表示されている表でいきますと、材質の所が一番上のねじ込み（仮ねじのものを除く）の所の材質、金枠となっていますけど、ここの表記はどうすれば良い。

水島委員

丁番と丁番を除くということになっている。基本的にプラスチック枠であっても、ほぼほぼ9割方が金属製の丁番を使っているので、このねじ込み作業は、金枠でも両方とも、金枠という位置付けになるのです。丁番を除くとなるとどうなのか。

谷口委員

金枠でねじ込みする場所が。

水島委員

丁番しかない。

谷口委員

ほかにねじで止める箇所がない。

水島委員

これ金枠っていうより、金属製の部品と丁番としますか。そうすれば、プラ枠も全部一緒に一くくりになる。金属製のパーツ部品というふうに。

森瀬部会長

材質のところを金属製の部品。

水島委員

座金を組み込むのは、基本的にこれもチタンしかないはずなのですが、合金でもいけるか。金属製パーツというふうに。

谷口委員

枠全体を言うのではなく丁番のパーツとか、そこが金属かどうかという表現に変える。

水島委員

座金って基本的に丁番にしか使わないから、丁番と丁番を除く、ここに書かれている場合は、金属製パーツとしておけば、プラスチックも全部広い範囲でカバーする。

谷口委員

それはそうなのです。

森瀬部会長

じゃ今、金枠ってなっているところを金属製パーツとすればよいということ。

水島委員

と思います。ねじ込みするところは丁番かブロー智かパッドしかないもので、三つしかないの、そのうちの。

谷口委員

この材質が部位の材質って書けばいいわけ。

水島委員

そうか。金属製丁番にしておけばいいか。この材質は書かなくても。

谷口委員

いや、部位があって、部位の隣の材質が部位の材質って書けば全てつながるのじゃないかと。

中澤委員

ちなみに枠を設ける中で、工程、規格、部位、材質、金額ってあるのですが、これは特段触るものではないという感じなのですか。

木村賃金室長

御質問ありがとうございます。お答えしてよろしいでしょうか。

森瀬部会長

どうぞ。

木村賃金室長

一応、枠自体の形というのは変えられますが、ですので今回、規格というものを入れ込んでいます。ただ、これまでの継続性です。最低工賃を適用してきて、それを皆さん委託する中で発注するときの金額として今まで通用してきたものですから、そのある程度の形というのは踏襲していただきたいなというところで、部位とか材質という、この作り方というのはこの工賃ができたときからのものです。

それと今、材質のところの書き方についてですが、一応これから御審議していただく金額というものも併せてお考えいただいて、どの範囲といたしますか、どういう囲い込みというか範囲の仕方が一番適切かということ念頭にも置いていただきたいと思っております。

実態調査をさせていただいたところでは、今、チタン、別冊でいきますと8頁ですか。チタンについては現在の実態が認められるもので5円50銭以上で全てとなっているものですから、どこの会社さんでも守っていただいているという状況にあります。今、プラスチックの材質として、枠としてのプラスチックって言うのですかね。そこについては、まず実態がない。この実態調査では実態がないということと、それに対する金額を私どもは把握していない。あったとしても把握していないという状況でございますと、その金額がじゃあ適切に審議できるかという点を考えていただきますと、判明している範囲の中でいくとチタン若しくは金枠までかなとは思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

谷口委員

金枠であれば、この金枠に準じて考えてくだされば一番いいわけですね。

木村賃金室長

そうですね。

谷口委員
了解です。

中澤委員
金枠と言っても、その中にチタンは含まれるものという形で認識しとけばいいということ。

木村賃金室長
そうです。ここで固めていただきたい。

中澤委員
ですよね。下のところにチタンを除くって書いてあるから、そこで差別化するというイメージですよね。

谷口委員
そうです。

水嶋委員
チタンを含んだ全ての合金枠。

中澤委員
ということですね。

水嶋委員
それも含めて、合金も一部は座金入れる組込み工程があるので、多分それはそれで適用されればいいと思います。

中澤委員
その対象はそれですね。チタン。

水嶋委員
チタンであれ、何であれ、手間は同じなんで。

中澤委員
ありがとうございます。

森瀬部会長
この材質の欄のところ、一番上のところはこの金枠のままというところで、その下の段は金枠とチタンを除くとチタンは入れ替えるのは後で入れ替えていただくことだと思うんですけど、あともう一つ、ろう付けのところの銀ろう貼りのところ、今は斜線が入っていますが、材質のところ。これチタンを入れるのか入れないのかっていうのは、今、何かさっき話があったように。

水島委員

銀ろう貼りというものを、銀ろう貼りというものはチタンしかないの
で、チタンだけでいいと思う。その下の銀ろう貼り以外のものに関して
は、まともにろう付けなので、チタンとチタンを除くという、この表現
で正しい。だから結果的に、銀ろう貼りという工程は一つの工程として
認めて、材質をチタンにすればいい。

森瀬部会長

じゃあ斜線じゃなくてチタンって表記しておいたほうがいいというこ
とですね。

水島委員

表記したほうがいい。

森瀬部会長

分かりました。

水島委員

ほぼ100%チタンしかない。置きろうの工程で、合金でやる工程はもう
廃れましたので、どこもやっていないはず。チタン以外はやってな
いはず。

森瀬部会長

再度、この縦の資料の中の区分について、材質のところでは金枠は金枠
のまま、その下の段の座金の組込み作業を含まないものところの材
質については上の段と下は後で入れ替えていただくことで、その一番下
のろう付けのところ、銀ろう貼りのところの材質は斜線じゃなくてチタ
ンと入れていただくという、こういう整理でよろしいということで、そ
れを前提に置いてそれぞれのこの先の話を進めていければと思いますの
で、まず工程のねじ込みのところの協議に入りたいと思います。

話の進め方としては前回同様、最初に、委託者側の委員の方から御意
見をお伺いして、その後に家内労働者側の方から御意見をお伺いし、さ
らに最後に公益委員も含めて全体で意見交換をして協議認識を深めてい
く。そういう進め方でまいりたいと思います。それでよろしいでしょ
うか。

(異議なし)

森瀬部会長

まず、委託者代表委員の方からお手元の資料に沿ってねじ込み、座金
を含むもの、含まないもの、それぞれについて御意見をお伺いできれ
ばと。誰からでも。

井上委員

水島委員が一番。

水島委員
私ですか。

谷口委員
補足は幾らでもします。

森瀬部会長
では水島委員、谷口委員の順で。

水島委員
ねじ込みの座金が毎回議題に上がっているんですが、座金の組み込むものと組み込まないものというのは、時間工数がかなり違っているはずなので、基本的には、本当は現状次第と思っていますけども、やはりこちら辺はかなり手間工賃が上がっているところを見ると、ある程度上げる必要があるのかな。現状が確か5円だった。

木村賃金室長
5円50銭です。

水島委員
5円50銭ですね。これを1円上げて6円50銭ぐらいでいかがかなというのは考えております。

それから、丁番を除くということというのは、実はこれは丁番以外のところというと、さっきも言ったパッドねじと、それからブロー智のねじ、ブロー智のレンズ止めの部分のねじ込みがありまして、これは座金がないのです。基本的に丁番を除かれると。ここは、そっか。さっきも丁番を除くと言われると、下の座金の組込みを含まないものに行ってしまうのです、基本的には。座金以外は。座金の組込みがないということを考えて、何でこれは分けたのだったのかな。前回は何か言っていたな。レンズか。レンズですね。1社しかいない。レンズのいわゆるリムレスというやつですね。縁なしのフレームというのは座金、プラスチックワッシャーと金属ワッシャーを使う工程がありまして、それをセットにして組み付けるので、大体似たようなものかなという感じではあります。これは前回やった4.5円。そうか、大きいから。これ実際では4.5円になっていますね。

木村賃金室長
はい。4円50銭でございます。

水島委員
一応全体的に上げる方向ではいますが、やっていましたね。丁番の組込みよりは非常に単純化されているので、

これは、4.5、5.5、1円の差がついていますが、そのまま1円の差をつけて5.5円という提案をさせていただければと思います。

すみません。私の理解がちょっとずれていたのです。

あとチタンを除くところのこの部分に関しては、5円ぐらいが妥当かなとは考えますが、いかがでしょうかという。現行が5円だった。これは。

木村賃金室長

座金を含まないものについては今、定めがございませんので、新設となります。

水島委員

ですね。そうすると座金の組み込むのと同じぐらいの、難易度はその辺なので、機械を使っているかどうかというのは、機械を貸与するということは回答にありました。

木村賃金室長

この機械については、判明していない。全体の工数としてしか判明していない。

水島委員

前回、多分これは機械を貸与するという会社の方が出たはずだと思うんです。

木村賃金室長

別冊の6頁でございますが、6頁は委託者様のほうから御回答頂いたものでございまして、ねじ込み機の貸与につきましては、ほぼ60%が無しということで、別冊6の真ん中の2の(6)の表でございます。平成30年度から新規に追加した調査項目として、ねじ込みの自動機貸与、こちらです。

水島委員

最大値で今、データでも6円という会社がいらっしゃいます。機械を貸与されている場合には大体5円ぐらいでいいかと思うのですが、新設されるので、そこからスタートでよろしいかなと思います。これはチタンも座金を組み込まない場合には作業は全く一緒ですので、同程度と考えられます。

森瀬部会長

お幾ら。

水島委員

5円。

森瀬部会長
5円。

水島委員

はい。実際幾らのデータになっている。これを見ると、別冊8で見ると一応5円から6円の間かなと見えるので、6円というのはちょっと何か別の作業をされているのかなというのは想像がつくんですが、別冊の8頁です。6円というのはかなりでかいかなと思うので、5円ぐらいで。

木村賃金室長

発言よろしいですか。

森瀬部会長

はい。

木村賃金室長

今ほど水島委員の御発言と御質問がありました別冊8の座金のワッシャーの組み込み作業を含まないもの、その分布でございますが、2円のところに1社、1社とございますけども、これは今日、追加調査で御説明したようなちょっと違いますねという部分でございます。

水島委員

そうですね。

木村賃金室長

それから、CPが2円50銭って入ってきておりますが、それはパッドの話でございました。

次に3円のところに、智に1社、丁番2社ございまして、3円の分布に3社あるという御理解でお願いしたいと思っております。

水島委員

そういうことか。これやったことがないから分からない。2円というのは多分メッキのことだから、多少。

木村賃金室長

すみません。発言させてください。

森瀬部会長

どうぞ。

木村賃金室長

水島委員が前回お休みいただいたときに私からちょっと御説明させていただきましたのがございまして、金額審議に当たりましては一番シンプルなものを念頭に置いて金額を設定していただきたい。付加価値の高

いものに合わせてしまって、付加価値の低いものがそれに引っ張られるというのは、罰則付きの最低工賃としてはやっぱりそこを念頭に置いていただければというふうに思います。

水島委員

承知いたしました。そうすると、この5円というのは高いという。最大値3円なので、3円ぐらいで。

森瀬部会長

5から3円。

水島委員

これちょっとなかなか難しい。1か所なのか、ペアなのかで変わるの
は変わる。1,000枚を1時間ということは1時間、今、幾らでしたっけ。
最低賃金。

中澤委員

1,053円。

水島委員

1,053円の1.53なのです。それを倍にすれば3.56ということは、3.56だ
から3.5円、その辺りじゃないのでしょうか。

宝泉委員

私、実際に多分。いいですか。

森瀬部会長

取りあえず聞いてから。すぐ、こっちに回しますから。

水島委員

多分1,000枚単位ぐらいでやってくるはずなので3.5円。今の言う最低
賃金が1,053円であるならば、1時間に1,000枚できると考えれば、1本
あたり時間工賃を割れば1.05円になるので、それにプラスアルファでも
3円から3.5円の間かなと、そこら辺が最低賃金をクリアする条件になる
かと思いますが。

森瀬部会長

考え方、それで導き出されるのはよく分かります。

今もう一つお聞きしたいのは、この座金の組込み作業を含まないもの
の中のチタンを除くのとチタンと両方とも同じ考え方で。

水島委員

同じ考え方でいいです。基本的には一緒です。

ただ追加調査で労働局がおやりになった2円のところに関しては、メ

ツキ前、研磨前と考えられるので、メッキ前の工程のときには多少、傷があっても跳ねることはないと。後で磨きますから。その後の本ねじと言いますが、仮ねじの代わりに本ねじが入るのですが、その工程だとすると傷が入ったらアウトなので、そこら辺は慎重にやられるかと思えます。

その意味から考えると、多少ここは高くなっても仕方がないというのは、ですからあります。ただ、その辺のところを加味しても、やっぱり平均値で見れば3円から3.5円という妥当な線になるかと思えます。

森瀬部会長

ありがとうございました。

谷口委員、別に追加で何か付け加えること、よろしいですか。

谷口委員

はい。

森瀬部会長

取りあえず、全体の意見交換でまた何かございましたら。

次こっち、労働者側のほうからお願いします。

中澤委員

一応こちらとして考えていたのが、令和7年度に上がりました最低賃金、これが今、令和4年と比べまして165円上がっているんです。これを作業工程で割り返して大体1か所幾らぐらい上がっているかということでちょっと計算させていただいたところ、座金の組込みありの丁番が6.5円になった。あと丁番を除くもので5.5円ぐらいで今ちょっと話をさせてもらえて、一応5円ぐらいかなと思っていたんですけど、ただ1円ぐらい上がらせていただく部分には、こちらも全く問題ないかなというところで、あとは丁番と丁番を除く自体を今、あくまで認識合わせなんですけど、先ほどの表で言うと、組込み作業を含まないもの、金枠(チタンを除く)とチタン両方とも3.5円という想定でいいということです。

水島委員

そう。

中澤委員

分かりました。それ自体は特に大きくこちらの思惑とずれるものではないということになりますので、特段差し支えないかというところと、あと宝泉委員のほうから御意見。

森瀬部会長

せっかくの機会だから、ぜひおっしゃってください。

中澤委員

せっかくなので、どれぐらいの作業。

宝泉委員

本当に3.5円で私は今やっているの。

水嶋委員

そういう意味だった。

森瀬部会長

3.5を下回ると困るという。

中澤委員

ちょっと目が合いました。

あといいですか。

特段、今の御提案に対しては以上です。

森瀬部会長

分かりました。

それでは、両側のほうから意見をお聞きしましたので、公益の委員の先生から御質問とか御意見とかございますか。

諸隈委員。

諸隈委員

ねじ込みの座金の組込み作業を含まないもので材質は二つあるのですが、金額的には3.5円、両方とも相当だろうという話で今まとまりつつあるんですが、ここの材質を分ける必要性はありますか。事務局側として、調査をするときに必要だとか何か。あったほうがいいのですか。ここ材質はカットして、一つで書いてしまうかどうかというのと難しいですか。それはそれで。

水嶋委員

いや、あえて分けておいたほうが、調査としては分けておいたほうがいいと思う。

木村賃金室長

調査の形はまだそれは、アンケートの作り方という形はこれと細かくしていく分には幾らでもできるものですので、金額が同じところでマスが分かっているという分には、いわゆる法令ですね、これが。法令としてかけていくときに、持つ意味といたしますか。金枠で全体を網羅できる。

中澤委員

今後、差がつく可能性って出てくるのですか。

水嶋委員

チタンのほうが圧倒的なので、ロットから言うと一つの1回の注文ロットからすると、チタンが圧倒的なのです。合金、チタン以外のものっていうのは意外に少ない。サンプル数が少ないものですから、どうしてもそうなります。

中澤委員

今後例えばサンプルが増えたときに、数字の反映が変わってくるというか。

水島委員

変わってくるかもしれない。

中澤委員

その想定を考えると今現在は同じ金額だけれども、将来的に分かれるという可能性があれば特にセクション分けということ自体は。

水島委員

可能性は出てくると思います。

中澤委員

差し支えないかなと思います。

水島委員

ただ、どんどんどんどんチタン以外のフレームは、もう多分無くなっていくのだろうな、というところではあります。逆に言いますと。いずれはチタン、金棒イコールチタンという時代がやってくるのではないかなと思う。今は分けた状態でもいいと思います。

森瀬部会長

ほかの委員の方、よろしいですか。

じゃあ、区分けするしないは個人的には私は継続性みたいなことで、二つ分かれているのであれば、そのままでいいかなと思いますし、金額的には今、両者頂いた意見で一致しておりますので確認ということで、座金の組込み作業を含むものの丁番のところは6.5円、それから丁番を除くのところは5.5円。それからその下の段の組込み作業を含まないものについては金棒（チタンを除く）、それからチタン両方について3.5円で新設していくというようなことでよろしいでしょうか。

（異議なし）

森瀬部会長

ありがとうございました。

それでは、次のところの工程のもの、ろう付けの工程、銀ろう貼りのところの検討に入ってまいりたいと思います。

これも先ほどと同じく委託者側のほうから御意見をお伺いできればというふうに思います。水島委員のほうからお願いできますか。よろしいでしょうか。

水島委員

ろう付けに関して、ブリッジとリムとわたりとリムというような形をとって、非常に細かく分かれているのです。洋白、チタン、合金。まず洋白と合金というのは同義で考えてもよろしいかと思しますので、これは同義で考えてもいい。合金かチタンかという表現方法に統一されたほうがよろしいかと思します。

そのほかのろう付けの工賃なのですが、確かに工程というか場所によって結構難易度とかその辺が違ってはくるのですが、やっぱり統一してしたほうがいいのではないかと考えております。

その上で、ろう付け工程というのが今、一番重要な工程でございます。後に出てくる磨き、研磨の工程とろう付けの工程というのは今、非常に人が少なくなってきました、どこのメーカーもいわゆる囲い込みとかというような形でどんどん賃金を上げている現状がございます。やたらめったというわけではないので、まず工程としての材質、ろう付け工程の中の材質の部位の部分というのは、まず一くりにしてもよろしいのではないかと考えております。その部位を現行16円。

洋白と合金というのは、一まとめにさせていただいています。チタンはろう付け箇所を全部、全てプレスバンも全部含めて20円と設定されていると思しますが、同じように洋白も今まで細かく分けていたものを1列20円まで持っていったしまったほうが、単一的に考えて楽ではないかな。単純に行けるのではないかなと考えております。いわゆる銀ろう貼り以外のものも金枠というところが20円になるわけです。

チタンは、前回20円で設定されています。これに至っては電気をめちゃくちゃ食いますので、チタンに関しては。現行を考えると25円ぐらいかなとは考えております。

実際、ろう付けのところで実は洋白のところはほとんどいないのです。合金で2社か。全部で4社か。この30円とか、37.5円、ちょっとこれが理解に苦しむところではあるのですが、大体、合金の場合は20円前後という形でよろしいかなと思します。

あとチタンに関しては大分、上のほうに上がってきていまして、実際20円ではなく、それ以上になると思しますので、25円で御提案させていただければと思います。

森瀬部会長

あともう一つ、銀ろう貼り、チタンというのは。

水島委員

銀ろう貼りが初めての形になっておりまして、データがどうなっているのか。

森瀬部会長

別冊の14ですかね。

水島委員

最初というか、銀ろう貼りってチタン以外でないのと、機械で貼るのと手貼りとあって工程が違う。最初のスタートということも今回はあるので2円スタートでいかがかなとは思いますが。

森瀬部会長

分かりました。

それでは、労働者側の中澤委員ですか。

中澤委員

基本的にろう付けの銀ろう貼り以外のものにつきましては、そのような形でお答えをさせていただけたらと思っております。こちらにつきましては特段、異論はありません。特にないです。

銀ろう貼りについては、2.5円ぐらいでもいいのかなと思っはいるのですが、それは御相談のレベルになりますので。

銀ろう貼りの作業をされている。

宝泉委員

ブロー智で私は、2円です。山だと3円、1.5、1.5。

中澤委員

作業的にはどちらが。

宝泉委員

私は基本的に山の作業。

中澤委員

2か所あるということ。

宝泉委員

そうです。両サイド。山の。

谷口委員

それはこうやって、こうやって、1.5って。

宝泉委員

そうです。置いて、それをこっちに貼って、ひっくり返して反対を貼るといので。

谷口委員

これが1回減る。

宝泉委員

そうです。

ブロー智とかは2円で大丈夫です。

水嶋委員

ブロー智の2円というのは、1か所ですか。

宝泉委員

1か所、1個。

水嶋委員

1個というのはワンペアで4円になるということですか。右左で4円になって。

宝泉委員

多分、一旦、板に並べる、ブロー智を。1回で私は30個並べて貼るのですけど。

水嶋委員

はいはい。

宝泉委員

ただ、その工程で並べて1円、貼って1円という感じかなって。私がやっているのは、と思うのですけど。

水嶋委員

スポットを使いますよね。電気スポットを使いますよね。

宝泉委員

使っています。

水嶋委員

使っている。

宝泉委員

はい。

森瀬部会長

じゃあ取りあえずお聞きしたということで、公益側も含めて意見交換ということで、諸隈委員も前田委員も、あとこちら側、両側からも御自由に。

中澤委員

ボリュームゾーン自体は2円なのです。大体この横の表だけを見ると。

水島委員

そうですね。大体2円のところにあると思う。普通のブロー智であれば、確かに30個分並べてダンダンダンとできるのか。ブロー智のどかいサイズ。

宝泉委員

あんまりないですかね。

水島委員

たまにあるのですか。

宝泉委員

たまにあります。

水島委員

難易度はどちらのほうが。やっぱりこっちのほうが難易度は高いですか。

宝泉委員

まあ。

水島委員

確かにそれはありますね。理解はできるのだよな。どうしたらいいのだろう。

谷口委員

割に最初のほうの工程なので、気遣い、傷つけたらいけないとか、失敗したらいけないとかっていうよりは、ちょっと楽なほうの作業ですよな。

宝泉委員

それはそう。

谷口委員

なので、スピーディーにポンポンポンとやるっていう作業なのだろうと思うので、あんまり今どうのっていうのは。

中澤委員

その程度というか。

水島委員

だから、最低工賃としては2円からスタートさせたほうがよろしいの

ではないかなとは思っております。

谷口委員

あと道具も全部って言われたら、確かに2円じゃ合わないでしょうけど。

中澤委員

貸してもらっていたりとかしているということ。

谷口委員

ですよ。電気代は自分ら。

水嶋委員

電気代は自分らで。あの治具トータルで1万円くらいする。

森瀬部会長

ほか何かまだ。

中澤委員

2円スタートで。

森瀬部会長

何となくそのこのところもクリアできそうなので、まとめさせていただきますけど、銀ろう貼り以外のところでは双方一致してしまして、金型、チタン枠のところは20円に値上げ、それからチタンのほうは25円に上げて。銀ろう貼りについても、今ここを新設するところで、スタートは取りあえず2円でということでき一致できるかなと思っておりますので、そうさせていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、次の工程のところ、粗磨きの機械によるものを除くということについて審議してまいりたいと思います。これについても委託者代表委員のほうからお願いします。

水嶋委員、よろしくをお願いします。

水嶋委員

これはろう付けと同じように今、非常に人手不足が顕著になっている部分でもありますし、福井県の眼鏡協会としても真剣に取り組んで作業員、職人の養成に努めていること。彼らの地位向上ということも踏まえて今、取り組んでおります。その目的外というのは、やはり工賃の上昇というのを見込んでおりますので、現行11円というのは非常に安いかな。それを大幅に引き上げるといってもなかなか難しいものがありますので、大体14円くらいでいかがですかという形にはなっております。

森瀬部会長

ありがとうございました。

谷口委員は別に付け加えなくてもよろしいですか。

谷口委員

はい。

○森瀬部会長

では、こちら側の労働者側委員、中澤委員、よろしくお願いします。

中澤委員

特段、異議ございません。14円で。

森瀬部会長

ありがとうございます。特に追加でよろしいですね。

では両者、意見一致しておりますので、現行11円を14円に上げさせていただくということで決めさせていただこうと思います。

今、大きく工程のくくりで行きますと三つのところを審議してきたわけですけれども、いずれについてもそれぞれの委員の意見の一致を見たと思われましても、念のため一応、採決を採るということにいたしたいと思います。なお、効力発生日については前回、事務局から指定発効とする特段の事情はないとの説明がございましたので、法定どおりの発効としたいと思いますが、そういうことで御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

森瀬部会長

じゃあ、この後、採決に移りたいと思いますけれど、最後にそれぞれの側から総括的な何か御意見等がございましたら、お伺いしたいと思いますけれど、何かございますでしょうか。

委託者側の方。

水嶋委員

今回のというのは、上げた理由は諸費用が非常に高騰している中で、我々としてもかなり厳しい条件ではあったかと思えます。ただ、我々の中で労働者というか、人手不足を解消する、労働者不足を解消する一環としても、今回は上げさせていただきました。

これまでにない大幅な上げ幅を決めていますので、次回はどうかはまたちょっといろいろ議論の余地があるかとは思いますが、ここ近年の非常に材料の高騰、電気代、諸費用の高騰を鑑みまして上げていただきましたので、そこのところをよろしく願いいたします。

森瀬部会長

ありがとうございます。

それでは、家内労働者代表委員はいかがでしょうか。

中澤委員

御発言の機会頂きまして、ありがとうございます。

まず、この引上げに関しまして、ほとんど意見がぶつかることなく、ある程度、非常に配慮を頂いたことに関しては、また改めて感謝申し上げたいというところでございます。

あと、やはり同じ認識をしているところには人手不足なり、物価上昇なりと、やっぱり人が足りないということに関しましては、まず賃金という部分で見せていく部分というのは必要になってくるかなと。ただ、労働者としても、上げれば良いという話になってくると、今回のボリュームゾーンだったり、影響を受ける人が必ずしも少なくはないというところも含めて、そこは気にも留めながら、また原資の確保という意味では価格転嫁とか、その話は当然、最低賃金の話でも出ていますけれども、そこも含めて理解を、ここの当事者のみではなくて、社会全体で共有していかないと駄目かなというところも含めて、今回についてはまた取組について改めて考え直す機会になったかなと思いますので、また今後の取組を続けていきたいと思えます。

ありがとうございます。

森瀬部会長

公益側のほうの何か御意見を。諸隈委員。

諸隈委員

本当に合意に至ったというところでよかったなと思っています。今後とも、よろしく願います。

森瀬部会長

前田委員。

前田委員

厳しい状況の中を皆さん前向きに検討していただいたこと、すごく有難いなと思っています。生産に人手不足があるところ、人材を確保していく意味でも、これからも眼鏡製造に携わっていただけたらなと思えますし、今回は本当に家内労働者の方の労働条件が改善できたのではないかなと思います。

ありがとうございます。

森瀬部会長

私から。皆さん言い尽くされていることかな、追加で申し上げることはない。こうやって上げてという認識、それからその背景としては結構危機感があるというところで一致できたのは、本当によかったなと。

ということで、採決のほうに移っていけばいいですね。

採決案について、事務局からの説明をお願いします。

木村賃金室長

今、採決案をちょっと枠組みの順番などを変えたものですから、改めて今、印刷をかけてお持ちしますので、少しだけお待ちいただければと思います。

では、お待たせいたしました。

すみません。では、お手元を御確認いただきたいと思います。

今、表のところを慌てて組み替えたものですから、すみません。座金の組み込まないものの金枠（チタンを除く）とチタンの順番がここ直っておりませんので、大変失礼いたしました。

一応、採決案として御説明いたします。

福井県眼鏡製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

1、適用する家内労働者、福井県の区域内で眼鏡製造業の業務に従事する家内労働者。

2、適用する委託者、前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者。

3、最低工賃額、次の表の工程欄、規格欄、部位欄及び材質欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

表でございます。

工程、ねじ込み（仮ねじによるものを除く）、規格、座金の組込み作業を含むもの、部位、丁番、材質、金枠、金額、1か所につき6円50銭。

同じく座金の組込み作業を含むもの、部位、丁番を除く、金枠1か所につき5円50銭。

同じくねじ込みの工程でございますが、規格、座金の組込み作業を含まないもの。こちら最初、チタンとさせていただきます。チタン1か所につき3円50銭。

同じく座金の組込み作業を含まないもの、材質、金枠（チタンを除く）、こちら1か所につき3円50銭でございます。

ろう付け、規格、銀ろう貼り、部位の指定なく、材質、チタン、金額、1か所につき2円ちょうど。

ろう付け、規格、銀ろう貼り以外のもの、部位の指定なく、金枠（チタンを除く）、1か所につき20円。

同じく銀ろう貼り以外のもの、材質、チタン、1か所につき25円ちょうど。

工程、粗磨き（自動機械によるものを除く）、規格の定めなく、部位、テンプル、材質、チタン、1本につき14円ちょうど。

4、効力発生の日、法定どおり。

以上でございます。

森瀬部会長

ありがとうございます。

では、事務局から読み上げていただいた採決案により、採決を行いたいと思います。採決については、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合と認め、議事は非公開といたします。

福井県眼鏡製造業最低工賃について、今ほど読み上げていただいた採決案のとおりにする、これに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成全員)

森瀬部会長

賛成全員でございます。賛成 8、反対ゼロという結果でございます。ここから議事公開に戻したいと思います。

採決の結果、全会一致で決定されました。当専門部会の結論につきましては、運営規程第 3 条に基づき、福井地方労働審議会長に報告することとなっております。また、審議会運営規程第 10 条では、最低工賃専門部会において議決した場合には、当該議決をもって同審議会の議決とすると規定されていますので、専門部会の決議をもって審議会の答申を得たものとなります。

それでは、報告書案及び答申文案ができるまで、ここで休憩にしたいと思います。

木村賃金室長

ありがとうございます。しばらくお待ちください。

(休憩)

森瀬部会長

それでは、審議を再開いたします。

事務局より福井県眼鏡製造業最低工賃を改正決定に関する報告書案及びそれから答申文を朗読してください。

木村賃金室長

それでは、今ほどお配りいたしました資料でございます。報告書のほうからでございます。

令和 8 年 1 月 26 日、福井地方労働審議会会長 橋本康弘殿。

福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会部会長 森瀬明

福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定に関する報告書

本専門部会は、令和 8 年 1 月 21 日に第 1 回専門部会を開催し、以来慎重に審議を重ねたところ、別紙のとおり結論に達したので報告する。

別紙でございます。

福井県眼鏡製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

1、適用する家内労働者、福井県の区域内で眼鏡製造業に係る業務に従事する家内労働者。

2、適用する委託者、前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者。

3、最低工賃額、次の表の工程欄、規格欄、部位欄及び材質欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

工程、ねじ込み（仮ねじによるものを除く）、規格、座金の組込み作

業を含むもの、部位、丁番、材質、金杵、金額、1か所につき6円50銭。

同じく工程で、規格、座金の組込み作業を含むもの、部位、丁番を除く、材質、金杵、金額、1か所につき5円50銭。

同じくねじ込みの工程で、規格、座金の組込み作業を含まないもの、部位の指定なく、材質、チタン、1か所につき3円50銭。

同じく規格の座金の組込み作業を含まないもの、部位の指定なく、材質、金杵（チタンを除く）、1か所につき3円50銭。

ろう付けの工程、規格、銀ろう貼り、部位の指定なく、材質、チタン、1か所につき2円ちょうど。

同じくろう付け、規格、銀ろう貼り以外のもの、部位の指定なく、金杵（チタンを除く）、1か所につき20円ちょうど。

同じく銀ろう貼り以外のもの、部位の指定なく、材質、チタン、1か所につき25円ちょうど。

工程、粗磨き（自動機械によるものを除く）、規格指定なく、部位、テンプル、材質、チタン、金額1本につき14円ちょうど。

4、効力発生の日、法定どおり。

以上でございます。

次に、答申文を御確認いただきたいと思います。

福井地労審発第2号、令和8年1月26日

福井労働局長 石川良国殿

福井地方労働審議会会長 橋本康弘

福井県眼鏡製造業最低工賃の決定について（答申）

本審議会は、令和7年12月12日付、福井労発基1212第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、令和8年1月21日に専門部会を設け、以来慎重に審議を重ねたところ、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本件の審議にあたった専門部会委員の氏名は次のとおりであるということで御覧のとおりでございます。

別紙につきましては、今ほど読み上げました報告書と同じでございますので、省略させていただきます。

以上です。

森瀬部会長

ありがとうございました。

ただいまの報告書案及び答申文案について御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これより福井地方労働審議会会長に報告及び福井労働局長に答申を行うことといたします。

（答 申）

森瀬部会長

よろしく願いいたします。

工藤労働基準部長
ありがとうございます。

木村賃金室長
それでは、ここで工藤労働基準部長より御挨拶申し上げます。

工藤労働基準部長
委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、またこの寒波の中、御審議を賜りまして誠にありがとうございます。
本年度の福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定につきまして答申を頂き、これを受けまして速やかに発効に向けた手続を進めてまいります。また、改正される最低工賃の円滑な施行、履行確保に向けて周知を徹底してまいります。
関係機関の委員の皆様におかれましては、引き続き改正後の最低工賃の周知に向けた御協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。
皆様、本日、誠にありがとうございました。

森瀬部会長
それでは、議事（３）その他に入りたいと思います。
各員の方から何か御発言はございますでしょうか。
事務局のほうは。

木村賃金室長
無事に結審することができ、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。
今後のスケジュールにつきまして御説明をさせていただきます。
異議申出につきましては、本日から当局ホームページなどで公示いたします。申出期間でございます２月10日火曜日までに異議申出がなされた場合には、異議に関する審議を開催する必要がありますので、異議申出があり次第、開催の御連絡をメール及び電話によりさせていただきますと考えております。
異議申出がなかった場合がございますが、２月12日木曜日に専門部会の開催がない旨をメール及び電話により御連絡をさせていただきますと考えております。異議申出がなかった場合、本専門部会の審議は終了いたしますので、３月上旬に開催する予定でございます上部の福井地方労働審議会におきまして、本専門部会の廃止が決定されることとなりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。
説明は以上でございます。

森瀬部会長
ありがとうございました。
ほかに何かよろしいでしょうか。
なければ、これにて閉会といたします。長時間にわたりまして、あり

ありがとうございました。

(閉 会)